審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　生産振興部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法	法令番号	昭和２２年法律第１３２号
手続名	信用事業規程の変更、廃止の承認	根拠条項	第１１条第３項

審査基準	
	佐賀県農業協同組合法施行細則第４条第２項に明記

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 ６０日 標準経由期間 日	目次№	２７